

規約の一部変更に関する公告

兵庫自動車販売店健康保険組合同規約の一部を次のように変更する。

第54条から第63条まで及び第66条並びに第66条の2を、次のとおり改め、別表(2)を削る。

(一部負担還元金)

第54条 削除

(付加給付)

第55条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出産育児一時金付加金
- (2) 家族出産育児一時金付加金
- (3) 埋葬料付加金
- (4) 家族埋葬料付加金

(訪問看護療養費付加金)

第56条 削除

(家族訪問看護療養費付加金)

第57条 削除

(出産育児一時金付加金)

第58条 被保険者(被保険者であった者を含む。)が出産したときは、法第101条又は法第106条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、10,000円を支給する。

(家族出産育児一時金付加金)

第59条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、10,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第60条 被保険者（被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。）が死亡したときは、法第100条第1項、第2項又は法第105条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

ただし、法第100条第2項又は法第105条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬を要した費用を超えない額とする。

(家族埋葬料付加金)

第61条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

(家族療養費付加金)

第62条 削除

(合算高額療養費付加金)

第63条 削除

(高額医療費貸付)

第66条 削除

(出産費資金貸付)

第66条の2 削除

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年4月1日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族看護療養費付加金及び合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

平成31年4月1日

兵庫自動車販売店健康保険組合
理事長 西川博之

